

訂正願書

庄原簡易裁判所令和5年(ハ)第6号損害賠償請求事件
令和5年8月9日作成

庄原簡易裁判所御中

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

原告 高野 邦夫

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 5-5 セントラルメゾン上八丁堀 1階

被告 福永 孝 Tel 0822-28-7791

記

訂正箇所(請求の原因中3箇所)

A(訴状1頁29行目)

5.原告(以下私という)は、被告の違法行為により、筆舌に尽くしがたい苦痛を被った。心に受けた傷は深く金銭に換算する事は困難であるが、本訴は慰藉料の一部を請求するものである。

↓No.5→4↓

4.原告(以下私という)は、被告の違法行為により、筆舌に尽くしがたい苦痛を被った。心に受けた傷は深く金銭に換算する事は困難であるが、本訴は慰藉料の一部を請求するものである。

B(訴状2頁16行目)

2.上記のとおり、告訴事件を刑事訴訟法第246条の通常送致に導いたのは、被告の虚偽事実の陳述等である。

↓No.2→3↓

3.上記のとおり、告訴事件を刑事訴訟法第246条の通常送致に導いたのは、被告の虚偽事実の陳述等である。

C(訴状2頁21行目)

1.牛尾副検事は、平成29年12月14日付で、庄原警察署作成らしき送致番号簿(甲第7号証)に符号させた処分通知書(甲第6号証)を原告に送付した(普通郵便)。

↓符号→符合↓

1.牛尾副検事は、平成29年12月14日付で、庄原警察署作成らしき送致番号簿(甲第7号証)に符合させた処分通知書(甲第6号証)を原告に送付した(普通郵便)。

上記のとおり訂正いたします

このくにお
以上原告 高野 邦夫